第10回板橋区議会報告会について

板橋区議会報告会実施要領の規定により、改選年度の議会報告会の開催回数及び時期については、改選前年度の議会運営委員会において決定することとされている。

ついては、令和5年度に開催予定の第10回板橋区議会報告会の開催回数及び時期を、下記のとおり決定する。

記

1 開催回数及び時期(案)

- (1) 開催回数 1回
- (2) 開催時期 令和5年12月
- (3) 参考 過去の改選年度における開催日

開催回	開催日
第2回	平成27年12月21日(月)
第6回	令和元年 12 月 18 日(木)

2 その他

改選後の議会運営委員会において、第 10 回板橋区議会報告会実行委員会を設置 する。

【参考】

板橋区議会報告会実施要領(抜粋)

- 3 開催回数等
 - 同一年度内に1回以上開催する。
- (1) 開催回数及び時期については、議会運営委員会で決定する。
- (2) 日程及び会場については、実行委員会で決定する。
- (3) 改選年度の開催回数及び時期については、改選前年度の議会運営委員会にて決定する。